

漢字はどのような社会を背景に生まれてきたのか ——賞・償を例として——

佐々木 研太

1

漢字とは、音声としての「ことば」の意味を、目で見えて理解できるように図示したものです。ですから、その文字を見た人びとが一定の意味に理解することが何よりも重要なことであって、非常に極端な言い方をしてみれば、意味が伝われば漢字の形（字形）はいつでもよいのです。つまり、字形は、その漢字があらわしている「ことば」の意味の一例を示しているにすぎないのです。たとえば「休」字についていえば、この漢字を「イ（ひと）＋木」という構造（会意文字）だと考えた場合^①、ひとが木に体をあずけて休息すると説明しがちですが、ひとが体をあずけられるものであれば必ずしも木でなくてもよく、たまたま体をあずける対象を木で図示したにすぎないということなのです。

「ことば」の意味を目で見えて理解できるようにした文字が漢字で、だから一般に漢字は表意文字であるというのですが^②、漢字を使う人や場が非常に限られていた殷の時代から、民までもが下級役人となって多くの人が多くの場で漢字を用いるようになる統一秦へといたる社会の変化・複雑化（＝文書主義の徹底化）に対応して、当然、表記し記録しなければならない「ことば」はどんどん多くなります。「ことば」が増えれば、増えた分の「ことば」の意味を示す漢字も増加すると考えるのが道理です。大筋はたしかにその通りなのですが、私たちは、ふだん使っている漢字について、なりたち（字源）に関心をもつことはあっても、その漢字がいつ、どのような背景で出現したのかを考えることはそう多くありません。

また仄聞するところでは、高校までの漢字教育も、試験（大学入試や検定など）に合格したり社会生活を送ったりするために必要な、いわば実利的な知識の習得を目的とするだけのものになっているそうです。漢字教育はそのような無味乾燥なものではなく、むしろ漢字を手がかりとして、その背後にある豊潤な中国古代の文化を理解しようとするものであってほしい、と思います。中等教育では、本来、漢文の授業がそのような役割を担うべきですが、国語という教科のなかで漢文の比重が質・量ともに減少する一方の昨今、漢文の授業に多くを期待することはできません。そこで、現代文の授業で同音異義語を扱う場合を想定して、漢字の字形とその由来とを教授する方法について一例を提示してみることにしました。

2

現代文の授業で扱う文章に、たとえば、

多くの自治体が、国際大会や全国大会に出場した個人やスポーツクラブなどに報奨金を交付している。といった一文があったとします。授業では文中の「報奨金」に着目して、「報」が上につく「ほうしょう」と読む同音異義語をあと二つ考えさせることができます。その二つとはいうまでもなく、「報賞」と「報償」です。この三者は、おおむね、

報奨…金品を与えて勤労や努力をすすめること。

報賞…功績に報いてほめたたえること。

報償…損害を埋め合わせること。

の意味で使い分けます。授業でこれら三つの同音異義語をとりあげるとすれば、意味の違いが「しょう」と発音する漢字（奨・賞・償）の違いに基づいていることを説明するのが常道でしょう。とりわけ、賞と

償の違いを正しく理解し、「報賞」（ないしは褒賞）と「報償」とをきちんと使い分けられるようになるのが教育の成果として求められることなのですが、漢字教育の観点からすれば、いま目の前にある賞と償とは同時に出現した漢字でないことを意識させることも重要です。

賞と償とが同時に出現した漢字ではないと知れば、勘の鋭い生徒なら字形と音からその意味に気がついてしまうので、その生徒の発言を抑えて、賞と償のなりたちを次のように説明します。

賞＝貝（財貨）＋ 尚（音^ㄟはショウ、たまわる意）

償＝イ（ひと）＋ 賞（音^ㄟはショウ、お金を払ってむくいる意）

すなわち、賞と償の音読みがともに「しょう」であるのは、このように尚（ショウ）の音をもつ賞が、償の音であるからです。これは、償が、賞よりも新しい文字である、ということに他なりません。事実、『角川新字源 改訂新版』は「償は「賞」の後にできた字」と端的に説明しています。であれば、次に確認し説明しなければならないのは、償の字がいつ現れたか、です。

3

こんにち私たちが古典とする文献、すなわち伝世の文献資料はつねに後代の書き換え（書写した時代の字形に統一したりとか避諱したりとか）を考慮しなければならないので、伝世文献によって償の字の初出を判断することはできません。そこで、後代の書き換えを考慮しなくてよい出土文字資料で^③、償の字が現れる最も古い例をさがすと、それは統一秦の時代（前 221 年～前 206 年）の龍崗秦簡です^④（図 1）。字体はいうまでもなく隸書（秦隸）です。

簡 101

【釈文】馬・牛殺之及亡之、當償而誅□□□□□□□

【大意】〔管理する〕馬や牛を死なせたり逃がしたりしたら、賠償させて叱責しなければならない……

簡 162

【釈文】稼償主。 □

【大意】〔……であれば〕収穫を主人への賠償とする。

とあります。龍崗秦簡にはまた、

簡 146

【釈文】除其罪、有（又）賞之。如它人告□

【大意】〔もし家族の者が……を告発すれば……〕その罪を免除し、さらに褒賞する。もし他人が……を告発すれば……

とあって、統一秦の時代に至って、現在と同じように、償と賞とを使い分けるようになったことが確認できます。

では、統一秦の時代になるまでに「つぐなう、埋め合わせする」という意味のことばがなかったという、もちろんありました。ありましたが、統一前の秦、すなわち戦国秦の時代の睡虎地秦簡では^⑤、

法律答問（簡 52）

【釈文】広衆心、声聞左右者、賞。

【大意】士気を高めたことが、将軍や側近の間で評判になれば、褒賞する。

法律答問（簡 158）

【釈文】甲小未盈六尺、有馬一匹自牧之、今馬為人敗、食人稼一石、問当論不当。不当論及賞（償）稼。

【大意】人に驚いて逃げだした馬が飼い主のもとに戻るまでに食べた飼料は、飼い主が未成年であれば弁償しなくてよい。

とあるように、「つぐなう、埋め合わせする」ことも賞の字であらわしています(図2)。「ほめる」意も「つぐなう、埋め合わせする」意もどちらも賞の字を使うのですから、前後の文意がきちんと理解できないと法律を正しく適用することができません。すなわち、戦国秦の時代には「賞」という文字を見ただけでは、それが肯定的な対応なのか否定的な対応なのかを区別できなかったということであり、戦国秦で文書行政に従事していた人びとはそれだけ能力が高かった(精鋭であった)ということになります。

いま述べたように、現在のところ、償の字の出現は、始皇帝の中国統一をきっかけとするようです。中国全土を画一的に治めるためには、読み書きのできる者を大量に養成し役所の仕事に従事させる必要があります。それで、賞の一字で「ほめる」意にも「つぐなう、埋め合わせする」意にも使用していたそれまでの慣例を改め、見てすぐに両者を区別できるように、新たに償の字を作ったのでしょう——、と一方的に説明してしまうのではなく、統一秦が償の字を新たに作った理由を生徒に考えさせてもいいでしょう。

さらに一步ふみこんで、すでにあった賞の字にどうして「にんべん」をつけて償としたのかを考えてみるのもおもしろいと思います^⑥。これは推測するしかないのですが、おそらくは、秦の人びとに、つぐなったり埋め合わせしたりするのは、これまでの殷や周の時代のように人間世界を差配する帝や天といった絶対神であるという観念よりも、社会を組織し運営する人間自身であるという意識(自我?)のほうが強かったからだと思います。繰り返しますが、あくまでも推測にすぎません^⑦。

なお、補足しておく、償の字ができたからといって、すぐに全面的に賞と償との書き分けが定着したわけではないようです。前漢の呂後の時代(前186年ころ)になっても、すなわち始皇帝の中国統一(前221年)から30年以上経っても、なお賞の字を賠償の意に用いている例があります。すなわち、

二年律令(簡50)

【釈文】〔犬〕殺傷人畜産、犬主賞(償)之。它□

【大意】〔犬が〕他人の畜産を殺したり傷つけたりしたら、その犬の飼い主がこれを賠償する。……

二年律令(簡254)

【釈文】貧弗能賞(償)者、令居県官。

【大意】貧しくて弁償できない場合は、役所で労働させる。

とあるのがそれです^⑧。二年律令では多くの場合、賞と償とを書き分けていますが、いま見たような漏れといますか、例外はどうしてもあるようです。

4

戦国時代の秦では「ほめる」意にも「つぐなう、埋め合わせする」意にも用いた賞の字、すなわち「貝+尚」の字形はいつまで遡れるでしょうか。

私たちがふだん目にしている「貝+尚」の字形は、どうやら甲骨文字や西周金文にはないようです^⑨。私たちが確認できた最古の例は、泉屋博古館が所蔵する虜羌鐘(161^⑩)に、

賞于韓宗。(大意：主君である韓宗のお褒めにあずかった)

と見えるもの(図3)で、虜羌鐘は戦国前期(前5世紀ころ)の青銅器です。ということは、私たちがいま使っている賞や償といった字は、漢字の歴史(前1300年ころ～)から見れば比較的新しい文字であるということになります。ただ注意しなければならないのは、賞の音^{おと}をあらわす「尚」は、古くは口^くのないう「𠂔」であったということです^⑪。やはり尚が音^{おと}をあらわす「嘗」の字形も、「旨+𠂔」(嘗)から「旨

「尚」へと変化します(図4)。この「貝+𠂔」の字、すなわち賞が西周金文に見えます(図5)。西周中期(前930年ころ)の召卣(2838)に、

賞 召卣十秬。

とあるのがそれです。召卣の銘文は非常に難解で、異論が出ないように全文を読むことはほぼ絶望的なのですが、この文はとりあえず「召に十秬をつぐなえ」と読んでおきます。このように、「貝+𠂔」の賞は「つぐなう、埋め合わせする」意をあらわす字として現れています。ちなみに、このような賞と賞との関係を、賞は賞の初文である、といいます。

時代がくだって戦国時代になると、いわゆる楚文字(図6)に、

郭店楚簡「尊徳義」(2号簡)

【釈文】賞(賞) 与刑、禍福之基也、或前之者矣。

【大意】褒賞と刑罰とは、〔人民にとって〕禍福の根幹であり、〔人民を〕導くものでもある。

とあるように^⑩、「貝+𠂔」の字形を「ほめる・ほうびをあたえる」意で使う事例があります。現在のところ、戦国時代に賞を本来の「つぐなう、埋め合わせする」意で用いた事例は確認できないようですが、戦国時代は、睡虎地秦簡がそうであったように、「ほめる・ほうびをあたえる」意も「つぐなう、埋め合わせする」意も、もしかしたら一字であったのかもしれませんが。

このように、私たちがふだん使っている賞、すなわち「貝+尚」の字は、どんなに遡っても西周中期を遡ることはありません。資料上の限界でそう判断せざるを得ないのではなくて、実際にそのとおりであったと私は考えています。というのは、西周金文では「商・賈・賁」の三字で「ほめる・ほうびをあたえる」意をあらわすからです(図7)。賈・賁は商から派生した文字で、賁は商の口_𠂔がない𠂔を構成要素とする(𠂔に従う)ので、白川静『字通』はこの二字の関係について、賁は賈の略字であろうと推測しています。重要なことは、商・賈・賁の三字はもっぱら「ほめる・ほうびをあたえる」意に用いて、「つぐなう、埋め合わせする」意で用いることはない、さらに、その用法は殷金文の用法を継承したものである、ということです。殷の甲骨文では商の字を、殷の都の名、ないしは人名としてのみ用いているので、したがって、商の字を「ほめる・ほうびをあたえる」意に用いるのは、殷金文に始まる用法である、と考えていいでしょう。

甲骨文字が基本的に殷王室の内部で王と貞人(占いを担当する神官)が王の今後の行動について、その良し悪しなどを占った結果(ほとんどは吉)を記したものであるのに対して、殷金文には王と臣下との関係において王が臣下の功労にむくいたことを記すものがあります。このような文字の用途の違いから、甲骨文字に「ほめる・ほうびをあたえる」意をあらわす文字は必要なかったけれども、王が臣下の功労にむくいたという内容の文章を青銅器に鋳込むにあたり、「ほめる・ほうびをあたえる」意のことばと同じ発音の商の字を「ほめる・ほうびをあたえる」意でも用いることにしたのでしょう。さらに、殷代には臣下にあたえるほうびは貝(多くはタカラガイ)であったので、やがて都の名や人名とはっきりと区別するために貝を加えた字形(賈・賁)が生まれたのでしょう。

なぜ殷代の末期に、王が臣下の功労にむくいたことを青銅器に鋳込み、その青銅器を臣下に下げ渡すようになったのか、その理由はよくわかりません。ただ、そのようにする必要が殷王室にあったということはまず間違いありません。もしかしたら、殷王の側に、君臣関係を目に見える形で再確認する必要が生じたのかもしれませんが、これもあくまで推測です。周王室は殷金文のスタイルを受け継いで、西周中期まではさかんに、王が臣下の功労にむくいたことを青銅器に鋳込んで臣下にあたえています。しかし、それは、殷王室が直面した必要性と同じ必要性が周王室にあったからではなく、殷王室のやり方を踏襲したにすぎない、と私は思います。

王が臣下の功労にむくいるからには、臣下にとってその褒美は、臣下が何事かをなしとげた際の物質的な、あるいは精神的な損失や損害を穴埋めする（つぐなう、埋め合わせする）以上のものでなければなりません。すなわち、理論上、賞（すなわち商・賈・賁）は償（すなわち賞）を内包した概念なのです。ですから、もともと称揚することが目的である“恩恵の賜与”という金文の範囲内であれば、「つぐなう、埋め合わせする」意をことさらに文字にする必要はなかったことでしょう。ところが、西周中期に至り、召鼎のように、臣下の間の係争事件（盗まれた穀類の損害賠償請求）を周王が裁定した、そのいきさつをいわば判決文のように青銅器に鑄込む場合、何よりも優先してはっきりと記すべきは、被った損害を「つぐなう、埋め合わせする」ことでなければならないはずです。ここに、「ことば」としてはあっても、西周中期まで文字にする必要のなかった「つぐなう、埋め合わせする」意を文字としてあらわす必要が生じ、賞の字が出現することになったのでしょう。

5

現在の日本語の音読みでは商も尚も同音（しょう）で、現代中国語音でも声調が違いますが、古代の中国では発音そのものが微妙に違った（音韻学が不得意な私にはそのわずかな違いをうまく説明できないのですが）ようなので、発音をあらわす部分（声符）の音が違う以上、「ほめる・ほうびをあたえる」意のことばと、「つぐなう、埋め合わせする」意のことばとは本来、発音が異なっていたはずですが、音の違いが字形の違いとなった、と考えていいでしょう。

いま私は商と尚の発音は「微妙に違う」といいましたが、これは裏を返せば「ほとんど同じ」ということでもあります。ですから、白川静『字通』は「商は尚と声が近いため、商声の賈がのち尚声の賞となった」と、賈・賁が淘汰された理由を説明するのですが、私の考えはもう少し込み入っていて、もっぱら「つぐなう、埋め合わせする」意をあらわした賞が、楚文字に見えるように「ほめる・ほうびをあたえる」意をもかねるようになったために（本当はその理由も考えなければならないのですが）、字形の複雑な賈・賁は淘汰され、ために商を「ほめる・ほうびをあたえる」意で用いることもなくなった、というものです。また、字形の変化について言えば、賞の声符である𠂔は、春秋末期までに口𠂔を加えた「尚」にとってかわられ、戦国時代にはその尚を声符とした賞の字が生まれて^①、しばらくは賞と並存するものの、字形の古い賞は音がわからなくなり次第にすたれて賞のみが使われるようになり、秦による統一を契機としてさらに償の字が作られた、というのが私の考える現在の大きな見通しです。

以上、同音異字の賞と償について、それらの文字の出現の時期と背景とについて考えてみました。賞はもともと償の意味であったという事実は、漢字に関して、音読みや訓読み、筆順くらいしか教わらない生徒にそれなりの衝撃をあたえるはずです。その衝撃をうまく、漢字そのものやその漢字を生み出した社会（中国古代の）への関心に転じさせることこそ、真に求められる教育の成果なのではないでしょうか。

註

- ①「休」を形声文字と考えれば、「イ（ひと）＋木（キュウという音^{おと}で、とどまる意）」で、人が立ちどまる意をあらわす、と説明することになるだろう。
- ②ここに「一般に」と言ったのは、漢字の文字体系は正確には表語文字とするのが適切だからである。小・中学校はともかく、高等学校では表語文字と説明したほうがいいと思う。

- ③この章では、いわゆる盗掘簡（骨董簡）を除外して論を進める。
- ④引用の簡番号は、中国文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』（中華書局、2001 年）のそれである。
- ⑤引用の簡番号は、睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、1990 年）のそれである。
- ⑥もう一つの事例として、使（つかう・つかい）が、秦代になって「吏」に「イ（ひと）」を加えて作られた字であることを挙げ、合わせて考えさせてもよい。
- ⑦ちなみに、漢語多功能字庫は、使について「史・吏・事・使本為一字分化。春秋以前的金文以「吏」（同「事」）表示使令、至戦国金文増「𠂔」或「𠂔」旁。秦系文字從「人」、董蓮池以為是強調「使」和人事的相關、秦が「吏」に「イ（ひと）」を加えたのは、「使」と人事（人間の能力で行うこと）との関連性を強調するためである、と説明して、私と同じような解釈を採用している。なお、引用文中の董蓮池は、著名な古文字学者。
- ⑧引用の簡番号は、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』（文物出版社、2001 年）のそれである。
- ⑨下の注⑬を参照。
- ⑩青銅器名に付す数字は、中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成（修訂増補本）』（中華書局、2007 年）の番号である。以下同じ。
- ⑪尚という字それ自体は西周早期が存在する。いま述べているのは、尚を声符とする形声文字の形にかぎってのことである。
- ⑫引用は、荊門市博物館編『郭店楚墓竹簡』（文物出版社、1998 年）による。
- ⑬1980 年に陝西省扶風県黄堆村の西周墓地（M4）から出土した、生史殷（西周中期、4100・4101）に図 8 に示した字が見え、賞と隸定することが多い。鑄のために判然としないが、𠂔に口があるように見える。すると、西周中期に、現在通用している「貝＋尚」の賞が出現していたことになり、私のこの仮説は訂正が必要である。しかし、近年、この字を「賓」と隸定するものがある。たとえば、王春法主編『宅茲中国 宝鷄出土青銅器与金文精華』（北京時代華文書局、2020 年、236 頁）や朱鳳瀚「如飛如翰、如江如漢—金文揭示的西周王朝經營南国史」（『光明日報』2023 年 1 月 15 日 05 版）などである。図 4 のように、嘗の字形が「旨＋𠂔」（西周中期～春秋晩期）から「旨＋尚」（戦国中期）へと変化していることからすれば、西周中期に「尚」を声符とする字形があったとは考えがたいからであろう。とはいえ、私にはこの字が賓であるとも思えない。「貝＋尚」の出現の時期については、鮮明な銘文の出土をまって改めて考察することにする。

図 1



『龍崗秦簡』簡 101



『龍崗秦簡』簡 162



『龍崗秦簡』簡 146

図 2



法律答問（簡 52）



法律答問（簡 158）

図 3



屬光鐘（161・戦国早期）

図 4



效貞（5433・西周中期）



六年召伯虎毀（4293・西周晚期）



陳侯因資敦（4649・戦国中期）

図 5



召鼎（2838・西周中期）

图 6



郭店楚簡「尊德義」(2 号簡)

图 7



獻侯鼎 (2626 · 西周早期)



御正衛殷 (4044 · 西周早期)



匱侯旨鼎 (2628 · 西周早期)

图 8



4100



4101

生史殷 (西周中期)